

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	平成25年9月6日
【事業年度】	第73期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	ダイヤモンド電機株式会社
【英訳名】	DIAMOND ELECTRIC MFG.CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池永 重彦
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
【電話番号】	06（6302）8141（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 安藤 武始
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区塚本1丁目15番27号
【電話番号】	06（6302）8141（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部長 安藤 武始
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月25日に提出いたしました第73期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況
社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社の社外監査役は2名ですが、社外取締役は選任しておりません。

社外監査役赤井義宏は、税理士としての見識及び経験に基づく大所高所からのアドバイス、経営の客観性の確保の観点から選任しております。なお、赤井義宏は、大阪証券取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当することはない、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として届け出ております。

社外監査役飯田久夫は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査に反映させるため、選任しております。監査役飯田久夫が平成23年6月まで在籍しておりました株式会社J S O Lとは、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係がありませんが、平成13年5月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。しかしながら、当社は複数の金融機関と取引を行っており、株式会社三井住友銀行への借入依存度及び当社株式の保有比率は他社に比べ突出していないため、当社の意思決定に対し、株式会社三井住友銀行の意向により著しい影響を及ぼす可能性はなく大阪証券取引所が規定する独立性に関する判断基準に該当することはないと判断し、独立役員として届け出ております。

(訂正後)

当社の社外監査役は2名ですが、社外取締役は選任しておりません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、株式会社大阪証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外監査役赤井義宏は、税理士としての見識及び経験に基づく大所高所からのアドバイス、経営の客観性の確保の観点から選任しております。

社外監査役飯田久夫は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を当社の監査に反映させるため、選任しております。監査役飯田久夫が平成23年6月まで在籍しておりました株式会社J S O Lとは、当社のその他の取締役及び監査役と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係がありませんが、平成13年5月まで当社の取引金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。しかしながら、当社は複数の金融機関と取引を行っており、株式会社三井住友銀行への借入依存度及び当社株式の保有比率は他社に比べ突出していないため、当社の意思決定に対し、株式会社三井住友銀行の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないと判断しております。

なお、社外監査役は株式会社大阪証券取引所が規定する独立性に関する判断基準に該当することはないと判断し、独立役員として届け出ております。